

## 自衛隊空自イラク派遣・兵員輸送違憲判決の意義を深め、憲法9条をさらに広めよう

自衛隊のイラク派遣をめぐり、イラク派兵の差し止めと派遣の違憲確認、慰謝料を求めて元レバノン駐日大使の天木直人氏らの訴訟団が訴えていた裁判の控訴審で名古屋高裁は4月17日、憲法判断に踏み込み、原告一部勝訴の判決を言い渡した。自衛隊への違憲判決は、1973年9月の自衛隊長沼ナイキ訴訟で「平和的生存権」を認めた第一審違憲判決以来となる画期的なものである。

判決では、航空自衛隊の多国籍軍の兵員輸送に限り、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な後方支援であるとし、少なくともバグダッドへの空輸は他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使をおこなったとの評価を受けざるを得ないとして、憲法9条はもとよりイラク特措法にも違反していると派遣の違法性を認めた。しかし、平和的生存権の求めについては個人の生命や自由が侵害される場合において救済を求めることができる場合があるとして認めず、違憲確認請求についても、私人が民事上の請求権を有するといえないとしている。

2001年の9.11以降、アフガン戦争を皮切りに「対テロ戦争」を口実におこなわれたアメリカの世界戦略に、新自由主義的なグローバル化に乗り遅れまいとする各国は、アメリカの戦争に多国籍軍として参戦してきた。アフガンが一段落すると、アメリカはイラクで大量破壊兵器の保有により世界の安全保障を脅かしていると宣伝をおこない、2003年3月18日、イラクへの空爆を開始した。日本は2001年12月からインド洋上でアフガン復興支援活動支援としてアメリカ軍などに給油活動を開始。2003年12月からはイラクに自衛隊を派遣し、給水や輸送などの「後方支援」活動をおこなってきた。航空自衛隊は2006年7月以降、バグダッド空港への空輸活動に武装兵を輸送した。その間にもイラクでは、多くの住民や兵士が犠牲となってきた。

しかし2004年10月には「大量破壊兵器は存在しない」とアメリカ調査団が報告。今年3月にはアメリカ国防総省がフセインとアルカイダとの関係を示す証拠はないという報告書をまとめた。まさに戦争の大義もなく、アメリカのフレームアップによる戦争がおこなわれ続けたのは明確だ。この戦争は「平和的協力」でも何でもない。これに「後方支援」として参戦してきた日本も、まさに戦争当事国なのだ。しかし防衛省の田母神俊雄航空幕僚長は、判決に対し「(隊員は)そんなの関係ねえという状況だ」と発言。さらに元文部科学相の中山成彬衆議院議員も「問題のある裁判長で、ヘンな判決だった。3月で辞める『最後っ屁』を出したようなものだ」と語るなど、重大な違憲判決を受け止めない発言をおこなった。そして現在、延長された新テロ特措法のもとで4月20日には海上自衛隊の補給船と護衛艦の第二陣が出航するなど、インド洋上での給油活動が続けられている。さらにテロ特措法は恒久法としての法案提出も準備され、判決を機に集団的自衛権の議論や改憲の動きが活発になってくることも考えられる。

しかし今回の判決で、9条が果した派兵への歯止めとしての意義と役割は大きい。

JR総連は、アメリカによるイラク戦争を断固糾弾し、アメリカ軍をはじめ自衛隊の一日も早い撤退をおこなうべきことを訴える。さらに、今回出された自衛隊派遣の違憲判決の意義と、その判決の基底となる憲法9条のもつ平和的意義の重要性をさらに大きく広め、平和な社会に向け歩みを進めていくことを訴える。

2008年4月21日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）